

議案第 5 3 号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され選挙長等の報酬が見直しされたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
選挙長	1回 <u>12,200円</u>	〃	選挙長	1回 <u>10,800円</u>	〃
投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	〃	投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	〃
期日前投票管 理者	日額 <u>12,800円</u>	〃	期日前投票管 理者	日額 <u>11,300円</u>	〃
開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	〃	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>	〃
投票立会人	日額 <u>12,400円</u>	〃	投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	〃
期日前投票立 会人	日額 <u>10,900円</u>	〃	期日前投票立 会人	日額 <u>9,600円</u>	〃
開票立会人	1回 <u>10,100円</u>	〃	開票立会人	1回 <u>8,900円</u>	〃
選挙立会人	1回 <u>10,100円</u>	〃	選挙立会人	1回 <u>8,900円</u>	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		